

沿岸広域振興局長告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年8月5日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 釜石遠野線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市鶴住居町第14地割12番4地先から第12地割48番1地先まで	新	B 20.0～13.0 m	m 566.0
釜石市鶴住居町第13地割1番14地先から第12地割48番1地先まで	旧	A 10.9～10.1	515.2
釜石市鶴住居町第14地割12番4地先から第12地割48番1地先まで		B 20.0～13.0	566.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 沿岸広域振興局土木部
イ 期間 平成28年8月5日から同年9月5日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 桜峠平田線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市大字平田第5地割1番1地先から16番2地先まで	新	A 13.9～4.7 m	m 238.2
		B 6.0	227.5
	旧	A 13.9～4.7	238.2

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 沿岸広域振興局土木部
イ 期間 平成28年8月5日から同年9月5日まで